

令和5年度（2023年度）市町村決算の概要について

＜普通会計＞

- 県内市町村の令和5年度（2023年度）決算規模は、歳入総額が1兆1,583億円、歳出総額が1兆1,077億円で、歳入、歳出ともに前年度と比べて増加しました。
- 令和5年度（2023年度）決算においては、次のような特徴があります。
- ・歳入面では、新型コロナウイルス感染症対策関係交付金の減等により国庫支出金が減少した一方で、基金取崩しの増により繰入金が増加しました。また、熊本地震復興基金交付金（市町村創意工夫分）や物価高騰対応生活者支援交付金の増等により都道府県支出金が増加、普通交付税が増加しました。
 - ・歳出面では、平成28年熊本地震に係る被災庁舎建替事業の減等により災害復旧事業費が減少した一方で、物価高騰対応に係る事業費の増等により扶助費が増加、特定目的基金積立の増等により積立金が増加、災害公営住宅建設事業の増や学校建替事業の増等により普通建設事業費が増加しました。
- 財政健全化の判断指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準を超える県内市町村はありません。

【参考1】県内市町村の決算収支

（単位：億円、％）

区分	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
歳入総額 A	11,478	11,583	106	0.9
歳出総額 B	10,950	11,077	127	1.2
形式収支 C=A-B	528	506	▲21	▲4.0
翌年度繰越財源 D	104	148	44	42.9
実質収支 C-D	424	359	▲66	▲15.5

（注）表示単位未満を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。以下同じ。

【参考2】県内市町村の財政指標及び積立金

（単位：億円、％）

区分	令和4年度	令和5年度	増減	増減率
経常収支比率	88.3	89.9	1.6	－
実質公債費比率	8.3	8.7	0.4	－
積立金現在高	2,786	3,009	223	8.0
財政調整基金	1,172	1,200	28	2.4
減債基金	427	471	44	10.2
その他特定目的基金	1,186	1,338	151	12.7

<公営企業会計>

- 県内市町村の上水道事業、病院事業、下水道事業等の公営企業の事業数は、令和5年度（2023年度）で167事業（前年度比2事業減）となっており、決算規模は、1,906億円で、前年度と比べて減少しました。
- 令和5年度（2023年度）決算においては、次のような特徴があります。
 - ・ 決算規模の主な減少要因は、水道事業における投資有価証券購入額の減少や、下水道事業における建設事業の減少により、資本的支出が減少したことによるものです。
 - ・ 公営企業全体の総収支は、病院事業において、新型コロナウイルス感染症関連補助金が減少し、大幅減益となったことで、黒字幅が縮小しました。黒字事業は145事業、赤字事業は22事業となりました。
- 財政健全化の判断指標である資金不足比率について、経営健全化基準を超える事業はありません。

【参考3】 県内市町村の公営企業数と決算規模

（単位：事業、億円、%）

	事業数			決算規模			
	令和4年度	令和5年度	増減	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
水道(含簡水)	49	49	0	456	410	▲46	▲10.0
交通	1	1	0	27	35	8	30.7
病院	13	13	0	718	775	57	7.9
下水道	84	84	0	685	662	▲23	▲3.4
その他	22	20	▲2	21	24	3	15.0
合計	169	167	▲2	1,907	1,906	▲1	▲0.1

※ 一部事務組合及び公営企業型地方独立行政法人が経営するものを含む。以下同じ。

【参考4】 県内市町村全体の経営状況

（単位：百万円）

区分		収支額		黒字				赤字			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
		金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
法適用	上水道	3,835	4,185	3,966	23	4,226	25	131	6	41	4
	簡水	17	18	17	2	18	3	0	0	0	0
	交通	238	117	238	1	117	1	0	0	0	0
	病院	7,308	▲2,648	7,308	13	1,018	6	0	0	3,666	7
	下水道	3,244	3,733	3,616	29	3,966	38	371	12	233	11
	その他	30	27	30	4	27	4	0	0	0	0
小計		14,672	5,431	15,175	72	9,371	77	503	18	3,939	22
法非適用	簡水	170	608	170	18	608	17	0	0	0	0
	下水道	237	368	237	43	368	35	0	0	0	0
	その他	193	238	193	18	238	16	0	0	0	0
小計		601	1,214	601	79	1,214	68	0	0	0	0
合計		15,273	6,645	15,775	151	10,585	145	503	18	3,939	22

令和2年7月豪雨被災市町村の状況（特定地方公共団体※のみ）

<普通会計>

- 特定地方公共団体22団体の決算規模は、歳入総額が3,498億円、歳出総額が3,294億円で、歳入、歳出ともに前年度と比べて増加しました。

各種財政指標の状況は、以下のとおりです。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から0.3ポイント増加し、8.2%となりました。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還は今後本格化する見込みですが、災害復旧事業に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いことから、実質負担が抑えられ、今後も大きな影響は生じないと考えられます。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	将来負担比率が生じた団体は、前年度から1団体減少し、6団体となりました。また、6団体のうち、前年度から比率が減少した団体は5団体で、主な減少要因は、地方債現在高の減や基金への積立てにより充当可能基金が増加したためです。

- 令和5年度決算においても前年度同様、国の様々な財政支援によって、財政的に大きな影響は生じていませんが、今後進められる復興に向けた取組みについては、引き続き、丁寧に財政事情を把握していくこととしています。

【参考5】特定地方公共団体の決算収支

(単位:億円、%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
歳入総額	A	3,450	3,498	48	1.4
歳出総額	B	3,227	3,294	67	2.1
形式収支	C=A-B	223	204	▲19	▲8.4
翌年度繰越財源	D	44	37	▲7	▲15.7
実質収支	C-D	178	167	▲12	▲6.6

【参考6】特定地方公共団体の財政指標及び積立金

(単位:億円、%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減	増減率
経常収支比率		86.9	88.1	1.1	-
実質公債費比率		7.9	8.2	0.3	-
積立金現在高		1,199	1,303	104	8.7
財政調整基金		481	509	29	5.9
減債基金		258	289	31	12.0
その他特定目的基金		460	504	44	9.7

※ 特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、天草市、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、山都町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町が該当（22団体））

<公営企業会計>

- 特定地方公共団体22団体の公営企業の事業数は、令和5年度(2023年度)で76事業(前年度比2事業減)であり、収支額は996億円で、前年度と比べて減少しました。

収支額の主な減少要因は、病院事業における、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少による大幅減益によるものです。

- 事業区分別に見ると、法適用事業では、総収入が331億円、総費用が326億円で、前年度と比べて総収入は減少、総費用は増加しました。

総収入の主な減少要因は、病院事業における、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少によるものであり、総費用の主な増加要因は、地方公営企業法の適用による下水道事業の増加によるものです。

法非適用事業では、総収入が27億円、総費用が17億円で、前年度と比べて総収入、総費用ともに減少しました。

総収入及び総費用の主な減少要因は、地方公営企業法の適用による下水道事業の減少によるものです。

- 令和5年度決算においても、経営に大きな影響は生じていませんが、引き続き、丁寧に財政事情を把握していくこととしています。

【参考7】特定地方公共団体の経営状況

(単位：百万円)

区分		収支額		黒字				赤字			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
		金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
法適用	上水道	435	559	449	9	570	10	14	3	11	2
	簡水	1	16	1	1	16	2	0	0	0	0
	病院	2,409	▲ 1,203	2,409	5	142	2	0	0	1,346	3
	下水道	444	1,070	581	11	1,071	17	137	2	1	1
小計		3,289	441	3,440	26	1,800	31	151	5	1,358	6
法非適用	簡水	92	251	92	12	251	11	0	0	0	0
	下水道	104	192	104	29	192	24	0	0	0	0
	その他	36	112	36	6	112	4	0	0	0	0
小計		232	555	232	47	555	39	0	0	0	0
合計		3,520	996	3,672	73	2,355	70	151	5	1,358	6

【参考8】特定地方公共団体の決算状況

(単位：億円、%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
法適用事業	総収入	348	331	▲17	▲4.8
	総費用	315	326	12	3.7
法非適用事業	総収入	35	27	▲8	▲23.5
	総費用	23	17	▲6	▲25.6

担当者 市町村課 塚本、高木

内線：31641、31659

直通：096-333-2107

令和5年度(2023年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方 公共団体	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	経常 収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高				標準 財政 規模
	R2年7月 豪雨										うち財調 基金	うち減債 基金	うちその他 特目基金	
熊本市		416,919	405,530	11,390	6,980	104	93.0	0.69	496,141	35,511	5,003	6,546	23,962	207,949
八代市	○	69,511	67,397	2,114	1,962	476	93.3	0.50	82,119	11,268	3,465	3,124	4,679	34,184
人吉市	○	26,565	25,195	1,369	1,225	480	94.3	0.43	25,357	5,630	955	2,889	1,786	9,228
荒尾市		26,535	26,299	236	92	▲ 926	95.5	0.47	17,029	6,888	3,254	585	3,048	12,355
水俣市	○	16,836	15,636	1,200	1,183	89	91.5	0.37	17,409	4,392	2,202	653	1,537	9,001
玉名市		36,500	35,213	1,287	1,132	▲ 962	97.6	0.43	30,373	8,277	4,496	935	2,846	18,456
山鹿市	○	36,169	33,744	2,425	2,350	151	97.0	0.34	31,054	16,695	5,720	6,473	4,501	16,955
菊池市		28,531	27,746	785	355	6	90.2	0.44	28,646	12,039	7,266	906	3,867	15,299
宇土市		23,252	22,102	1,150	604	▲ 2,306	94.9	0.50	21,690	7,387	3,341	868	3,178	9,721
上天草市		23,592	22,280	1,312	889	▲ 34	92.9	0.25	19,697	8,398	4,158	621	3,619	10,573
宇城市		37,321	35,742	1,579	962	▲ 66	96.1	0.40	41,292	16,881	10,525	1,037	5,319	18,293
阿蘇市		19,692	17,972	1,721	1,100	▲ 173	92.9	0.34	20,034	5,539	2,098	155	3,285	10,143
天草市	○	61,157	58,853	2,304	2,012	▲ 542	91.7	0.28	48,192	20,857	12,753	4,671	3,433	30,471
合志市		29,236	27,627	1,608	1,425	364	91.4	0.63	20,078	8,002	4,303	612	3,087	14,771
市 計		851,815	821,336	30,479	22,271	▲ 3,338	93.7	0.43	899,110	167,763	69,539	30,075	68,148	417,399
市 計 (熊本市除く)		434,896	415,806	19,089	15,291	▲ 3,441	93.8	0.41	402,969	132,252	64,537	23,529	44,186	209,450
美里町		8,480	7,973	507	238	7	96.5	0.22	7,304	4,271	1,812	397	2,063	4,544
玉東町		6,032	5,585	448	329	▲ 135	92.5	0.30	2,747	3,092	466	373	2,253	2,206
南関町	○	6,594	6,365	229	165	12	89.2	0.38	7,776	3,027	988	296	1,742	3,794
長洲町		9,265	9,072	193	181	64	93.5	0.51	7,385	1,456	1,242	84	131	4,351
和水町	○	9,090	8,610	480	437	▲ 239	94.5	0.25	7,514	9,002	2,705	2,086	4,211	4,451
大津町		19,690	18,171	1,519	460	▲ 1,212	89.9	0.72	16,870	5,672	2,734	540	2,398	9,310
菊陽町		21,084	20,360	724	308	▲ 38	91.8	0.94	17,978	5,733	2,576	389	2,768	9,778
南小国町	○	6,348	5,891	457	373	202	88.3	0.19	3,075	3,831	1,886	14	1,931	2,589
小国町	○	8,649	7,642	1,007	816	431	85.6	0.24	6,182	2,164	1,172	259	733	3,508
産山村	○	2,397	2,316	81	45	▲ 14	85.4	0.15	2,236	1,361	1,056	81	225	1,272
高森町		9,039	8,850	189	129	251	73.4	0.25	5,139	4,849	2,394	10	2,445	3,257
西原村		7,579	7,152	427	294	▲ 198	93.1	0.34	9,599	4,479	2,441	197	1,841	3,492
南阿蘇村		13,278	12,665	612	546	▲ 718	95.4	0.21	19,999	4,960	1,399	272	3,290	6,360
御船町		14,506	13,736	770	603	▲ 65	89.0	0.35	13,325	4,738	1,963	280	2,495	5,642
嘉島町		6,841	6,669	172	47	▲ 6	86.3	0.61	8,353	3,122	1,891	189	1,043	3,402
益城町		25,012	22,896	2,116	1,084	▲ 1,199	93.1	0.48	49,854	8,870	1,122	2,271	5,477	9,192
甲佐町		11,105	10,233	872	853	▲ 864	83.7	0.29	10,283	5,366	1,623	505	3,238	4,118
山都町	○	18,495	17,096	1,399	929	▲ 647	83.2	0.23	9,041	3,379	1,682	344	1,354	7,554
氷川町		9,239	8,829	410	384	▲ 119	99.9	0.28	5,798	2,749	1,420	60	1,268	4,271
芦北町	○	15,028	14,075	953	889	116	89.5	0.35	13,580	5,795	1,421	1,318	3,057	6,434
津奈木町	○	4,475	4,243	231	159	24	84.8	0.23	2,626	3,900	857	634	2,409	2,241
錦町	○	8,368	8,036	332	116	▲ 143	84.9	0.39	5,468	3,899	1,491	881	1,528	3,655
多良木町	○	8,628	8,028	600	478	24	82.5	0.23	6,160	3,879	1,091	725	2,063	4,218
湯前町	○	5,067	4,460	607	482	▲ 15	85.3	0.16	3,383	2,331	849	115	1,367	2,116
水上村	○	6,224	5,432	792	736	326	84.5	0.16	3,580	4,679	716	479	3,485	1,994
相良村	○	5,095	4,834	261	46	88	84.9	0.20	3,559	2,727	1,921	73	733	2,450
五木村	○	5,188	4,976	212	197	▲ 50	91.4	0.21	3,521	3,588	949	334	2,304	1,425
山江村	○	5,285	4,544	741	655	▲ 39	88.8	0.15	3,367	2,697	974	312	1,410	2,052
球磨村	○	10,563	9,187	1,376	550	▲ 155	80.8	0.14	6,023	5,171	1,225	1,895	2,051	2,384
あさぎり町	○	14,041	12,812	1,229	852	196	85.7	0.23	11,382	10,002	4,829	1,284	3,890	6,571
苓北町		5,822	5,602	220	207	138	87.7	0.41	5,975	2,314	1,544	356	414	3,545
町村計		306,509	286,342	20,167	13,586	▲ 3,978	88.2	0.32	279,082	133,100	50,437	17,050	65,614	132,176
市町村計		1,158,324	1,107,678	50,646	35,856	▲ 7,315	89.9	0.35	1,178,192	300,863	119,976	47,125	133,762	549,575
市町村計 (熊本市除く)		741,405	702,148	39,257	28,876	▲ 7,419	89.9	0.35	682,051	265,352	114,974	40,579	109,799	341,627

※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。

また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。

※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

令和5年度(2023年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体 令和2年7月豪雨	経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
		R4	R5	増減	R5	早期健全化基準	R5	早期健全化基準	R4	R5	増減	R4	R5	増減	R4	R5	増減
熊本市		93.0	93.0	0.0	—	(11.25)	—	(16.25)	5.4	5.5	0.1	102.2	92.9	▲ 9.3	10,273	11,548	1,275
八代市	○	91.9	93.3	1.4	—	(11.64)	—	(16.64)	9.3	9.6	0.3	90.1	83.3	▲ 6.8	6,506	6,589	83
人吉市	○	94.7	94.3	▲ 0.4	—	(13.47)	—	(18.47)	6.9	7.7	0.8	15.9	9.0	▲ 6.9	3,358	3,844	486
荒尾市		93.2	95.5	2.3	—	(13.02)	—	(18.02)	9.5	9.6	0.1	53.4	92.8	39.4	4,626	3,839	▲ 787
水俣市	○	89.6	91.5	1.9	—	(13.52)	—	(18.52)	9.5	9.5	0.0	15.2	2.7	▲ 12.5	2,304	2,855	551
玉名市		97.7	97.6	▲ 0.1	—	(12.57)	—	(17.57)	9.1	8.5	▲ 0.6	9.3	17.9	8.6	6,027	5,431	▲ 596
山鹿市	○	99.2	97.0	▲ 2.2	—	(12.65)	—	(17.65)	9.9	9.6	▲ 0.3	—	—	—	12,893	12,193	▲ 700
菊池市		88.8	90.2	1.4	—	(12.76)	—	(17.76)	9.2	9.1	▲ 0.1	6.5	1.2	▲ 5.3	7,929	8,173	244
宇土市		93.8	94.9	1.1	—	(13.38)	—	(18.38)	11.1	11.6	0.5	—	—	—	5,187	4,209	▲ 978
上天草市		90.8	92.9	2.1	—	(13.24)	—	(18.24)	11.6	11.6	0.0	—	—	—	4,686	4,778	92
宇城市		92.9	96.1	3.2	—	(12.58)	—	(17.58)	10.4	10.7	0.3	22.7	23.2	0.5	10,733	11,562	829
阿蘇市		92.9	92.9	0.0	—	(13.31)	—	(18.31)	8.5	8.9	0.4	52.9	54.2	1.3	2,068	2,253	185
天草市	○	90.7	91.7	1.0	—	(11.78)	—	(16.78)	9.7	9.5	▲ 0.2	—	—	—	15,191	17,423	2,232
合志市		83.4	91.4	8.0	—	(12.80)	—	(17.80)	7.1	7.0	▲ 0.1	—	—	—	4,859	4,915	56
美里町		91.6	96.5	4.9	—	(15.00)	—	(20.00)	6.7	8.1	1.4	—	—	—	2,275	2,209	▲ 66
玉東町		88.8	92.5	3.7	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	6.1	0.4	—	—	—	887	839	▲ 48
南関町	○	91.4	89.2	▲ 2.2	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	8.1	▲ 0.3	29.4	18.2	▲ 11.2	1,152	1,284	132
長洲町		93.9	93.5	▲ 0.4	—	(15.00)	—	(20.00)	6.6	6.4	▲ 0.2	35.6	44.2	8.6	1,134	1,326	192
和水町	○	92.6	94.5	1.9	—	(15.00)	—	(20.00)	10.2	10.3	0.1	—	—	—	4,610	4,791	181
大津町		85.3	89.9	4.6	—	(13.46)	—	(18.46)	5.7	6.5	0.8	—	—	—	3,820	3,274	▲ 546
菊陽町		88.6	91.8	3.2	—	(13.37)	—	(18.37)	5.9	6.7	0.8	20.1	24.9	4.8	2,605	2,965	360
南小国町	○	88.1	88.3	0.2	—	(15.00)	—	(20.00)	6.5	6.6	0.1	—	—	—	1,617	1,899	282
小国町	○	81.2	85.6	4.4	—	(15.00)	—	(20.00)	7.9	9.0	1.1	1.3	—	▲ 1.3	976	1,431	455
産山村	○	81.6	85.4	3.8	—	(15.00)	—	(20.00)	7.4	8.2	0.8	—	—	—	1,076	1,137	61
高森町		75.2	73.4	▲ 1.8	—	(15.00)	—	(20.00)	5.4	5.0	▲ 0.4	—	—	—	2,202	2,404	202
西原村		88.4	93.1	4.7	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	8.5	0.4	—	—	—	2,801	2,638	▲ 163
南阿蘇村		94.9	95.4	0.5	—	(14.29)	—	(19.29)	11.5	12.7	1.2	40.1	22.3	▲ 17.8	1,677	1,670	▲ 7
御船町		85.8	89.0	3.2	—	(14.62)	—	(19.62)	13.5	14.2	0.7	12.9	—	▲ 12.9	2,258	2,243	▲ 15
嘉島町		84.7	86.3	1.6	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	10.7	0.6	94.6	66.7	▲ 27.9	1,867	2,079	212
益城町		87.7	93.1	5.4	—	(13.48)	—	(18.48)	9.4	10.0	0.6	32.3	22.4	▲ 9.9	2,957	3,393	436
甲佐町		82.6	83.7	1.1	—	(15.00)	—	(20.00)	6.7	7.9	1.2	—	—	—	2,039	2,128	89
山都町	○	82.5	83.2	0.7	—	(13.87)	—	(18.87)	4.3	3.9	▲ 0.4	2.1	4.2	2.1	1,872	2,025	153
氷川町		99.5	99.9	0.4	—	(15.00)	—	(20.00)	12.5	13.3	0.8	12.8	7.9	▲ 4.9	1,483	1,481	▲ 2
芦北町	○	89.7	89.5	▲ 0.2	—	(14.26)	—	(19.26)	4.6	4.9	0.3	—	—	—	2,412	2,739	327
津奈木町	○	82.2	84.8	2.6	—	(15.00)	—	(20.00)	2.9	3.5	0.6	—	—	—	1,418	1,491	73
錦町	○	79.4	84.9	5.5	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	8.9	0.6	12.2	2.5	▲ 9.7	2,023	2,371	348
多良木町	○	83.1	82.5	▲ 0.6	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	9.0	0.5	—	—	—	1,710	1,816	106
湯前町	○	87.7	85.3	▲ 2.4	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	5.7	0.1	—	—	—	1,151	964	▲ 187
水上村	○	83.0	84.5	1.5	—	(15.00)	—	(20.00)	11.0	12.1	1.1	—	—	—	1,164	1,194	30
相良村	○	86.8	84.9	▲ 1.9	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	8.7	0.3	—	—	—	1,661	1,994	333
五木村	○	85.6	91.4	5.8	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	11.9	1.8	—	—	—	1,237	1,283	46
山江村	○	87.8	88.8	1.0	—	(15.00)	—	(20.00)	10.0	9.3	▲ 0.7	—	—	—	1,310	1,286	▲ 24
球磨村	○	77.4	80.8	3.4	—	(15.00)	—	(20.00)	6.0	6.9	0.9	—	—	—	2,451	3,120	669
あさぎり町	○	85.8	85.7	▲ 0.1	—	(14.20)	—	(19.20)	8.1	8.3	0.2	—	—	—	5,806	6,113	307
苓北町		87.2	87.7	0.5	—	(15.00)	—	(20.00)	12.4	12.5	0.1	32.2	18.1	▲ 14.1	1,630	1,900	270
平均		88.3	89.9	1.6	—		—		8.3	8.7	0.4				3,554	3,713	159

※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

※ 前年度に引き続き、全団体に実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

※ 実質公債費比率の早期健全化基準：25%

※ 将来負担比率の早期健全化基準：350%

※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、
「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

用語の説明

【経常収支比率】：経常的な収入に占める経常的な支出の割合

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等がどの程度充当されたかを示すもの。

→ この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充てる財源があり、財政構造が弾力性に富んでいる。

【（経常経費充当の一般財源等額 / 経常一般財源等総額） × 100%】

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて 11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

【（連結実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて 16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【**実質公債費比率**】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－

$$\frac{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【**将来負担比率**】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋

$$\frac{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。